

## Q & A 集

**Q：第1号事業(所得等課税事業)の所得割と第3号事業(発電事業等、小売電気事業等)の所得割を合算して申告してよいですか？**

A: 税率が違いますので、合算すると正しい税額が算出できません。必ず第6号様式(その2)を使い、区分して申告してください。(付加価値割・資本割も第1号事業と第3号事業を区分して申告してください)

なお、納付書の様式は改正されていませんので、税率が違う事業の所得割も、合算して記入し納付してください。

**Q：事務所の空き地や自社ビルの屋上に小規模(10Kw程度)の太陽光パネルを設置し、固定価格買取制度を利用しています。**

**電気供給業に該当しますか？**

A: 現に電気を供給する実態があれば、電気事業法上の届出を行ってなくても電気供給業となります。法第72条の2第1項第3号の「発電事業に準ずるもの」に該当します。



**Q：第1号事業と第3号事業を併せて行っている場合でも、主たる事業の課税方式が適用できる場合は、どのような場合ですか？**

A: 従たる事業が主たる事業に比して社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なものであり、主たる事業の付帯事業として行われていると認められる場合は、従たる事業を主たる事業のうちに含めて主たる事業に対する課税方式によって課税標準額、税額を算定することができます。

従たる事業のうち、軽微なものとは、

- ・当該事業の売上金額が、主たる事業の売上金額の1割程度以下であること
- ・同種の事業を行う他の事業者との課税の公平を欠くことにならないものをいいます。(取扱通知(県)3章4の9の9)

原則は区分経理による申告ですので(大分県税条例第35条の3第2項)、従たる事業の売上金額が1割以下であっても、区分経理による申告は可能です。

**Q：電気供給業を行っている法人の予定申告について教えてください。**

A: 基本的に法人事業税と特別法人事業税については、常に予定申告の義務があります。

通常、前事業年度の法人税額を基礎として算出した金額(前事業年度の確定法人税額÷前事業年度の月数×6)が10万円以下(※用途秘匿金税額等、一定の金額を除外します)である法人は予定申告の義務がありませんが、収入割が課される事業を行う法人にはこの規定は適用されません(法第72条の26第8項)。

なお、公益法人等、特別法人、人格のない社団等は、収入割が課される法人であっても予定申告の義務はありません(同条第12項)。

**Q：消費税の取扱いについて教えてください。**

A:

- ・料金とあわせて収入する消費税(地方消費税含む 以下同じ)の金額は、収入金額に含めません。
- ・消費税の免税事業者の売上等については、免税事業者が消費税の総額表示義務の対象外となっているため、表示価格全体が消費者の支払うべき対価の額と解されることから、その金額によって収入金額を算定します。
- ・消費税の還付金は、費用(消費税)が過大であることから払い戻されたものであり、収入すべき金額には含まれません。なお、還付金に加算される還付加算金については、収入すべき金額に計上したうえで、控除される金額としてください。
- ・消費税の申告にあたり、預かった消費税のうち、国に納付することなく自社の収入となった金額は、収入すべき金額に含まれます。また、控除される金額には該当しないため、収入すべき金額から控除できません。

<お問い合わせ先>

大分県税事務所 課税第一課 事業税第一班

〒870-0021 大分市府内町3-10-1 (大分県庁舎別館2F) TEL: 097-506-5773 FAX: 097-506-

県税に関する内容は、大分県庁ホームページ「くらしと県税」

(<http://www.pref.oita.jp/site/zei/>)でもご覧頂けます。



## 【法人事業税・特別税】電気供給業(発電事業等・小売電気事業等)に係る課税方式等の見直しについて

R3.4月

令和2年度税制改正により、発電事業等・小売電気事業等を行う法人について、下記の点について改正がなされました。

### 1. 課税方式の見直し 2. 税率の見直し 3. 申告書様式の見直し

この改正は、令和2年4月1日以降に開始する事業年度について適用されます。

#### 1. 課税方式の見直し

法第72条の2第1項各号にて、事業の区分ごとに課税方法が定められました。

法・・・地方税法

○第1号 に掲げる事業(以降、第1号事業(所得等課税事業)と呼びます)・・・所得割等 改正なし  
第2号や第3号に含まれない事業です。大部分の事業が該当します。

○第2号 に掲げる事業(以降、第2号事業(収入金額課税事業)と呼びます)・・・収入割 改正なし  
保険業、ガス供給業の一部、電気供給業のうち送配電事業(特定・一般送配電事業)等 が該当します。

○第3号 に掲げる事業(以降、第3号事業(発電事業等、小売電気事業等)と呼びます)・・・電気供給業のうち、発電事業等及び小売電気事業等が該当します。

改正あり

法人の種類	課税方式		
	【改正前】		【改正後】 令和2年4月1日以後に開始する事業年度
資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人(外形法人)	収入割	→	収入割+付加価値割+資本割
上記以外の法人	収入割	→	収入割+所得割

#### 2. 税率の見直し

法人事業税・特別法人事業税(※)の税率表

※特別法人事業税はR1.10.1以降に開始する事業年度から適用。(それ以前は地方法人特別税)

事業区分	法人の種類	税率区分	税率			
			H28.4.1~ 開始事業年度	R1.10.1~ 開始事業年度	R2.4.1~ 開始事業年度	
第一号事業	資本金1億円以下の普通法人	所得割 所得金額のうち、 年400万円以下の部分	3.4%	3.5%	→	
		所得金額のうち、 年400万円超~800万円以下の部分	5.1%	5.3%	→	
		所得金額のうち、 年800万円超の部分	6.7%	7.0%	→	
		軽減税率不適用法人				
	特別法人事業税※ (第1号事業では所得割の税額が課税標準額になります)			(43.2%)	37.0%	→
	資本金1億円超の普通法人(外形標準課税適用法人)	所得割 所得金額のうち、 年400万円以下の部分	0.3%	0.4%	→	
		所得金額のうち、 年400万円超~800万円以下の部分	0.5%	0.7%	→	
		所得金額のうち、 年800万円超の部分	0.7%	1.0%	→	
		軽減税率不適用法人				
	付加価値割			1.2%	→	→
資本割			0.5%	→	→	
特別法人事業税※			(414.2%)	260.0%	→	
特別法人	所得割 所得金額のうち、 年400万円以下の部分	3.4%	3.5%	→		
	所得金額のうち、 年400万円超の部分	4.6%	4.9%	→		
	軽減税率不適用法人					
特別法人事業税※			(43.2%)	34.5%	→	
第二号	全ての法人	収入割	0.9%	1.0%	→	
		特別法人事業税※ (第2号事業では収入割の税額が課税標準額になります)	(43.2%)	30.0%	→	
第三号	下記以外の法人	収入割	0.9%	1.0%	0.75%	
		所得割	—	—	1.85%	
	特別法人事業税※ (第3号事業では収入割の税額が課税標準額になります)			(43.2%)	30.0%	40.0%
	資本金1億円超の普通法人(外形標準課税適用法人)	収入割	0.9%	1.0%	0.75%	
		付加価値割	—	—	0.37%	
資本割		—	—	0.15%		
特別法人事業税※			(43.2%)	30.0%	40.0%	

### 3. 申告書様式の見直し

・様式中の数字は、記入例です。

・第3号事業(発電事業等、小売電気事業等)を行う法人は、所得等課税の導入に伴い、この「第6号様式(その2)」を用いて申告することとされました。

添付すべき別表等が追加されていますのでご注意ください。

・予定申告書(第六号の三様式)も改正されています。(前事業年度の所得金額や税額を次業に記載することとされています)

受付印

主たる事業を○で囲みます。

第六号様式(その2) 提出用 (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第三案・第五条・第六号様式別表九)

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの事業年度又は通算事業年度分の確定申告書

事業税

所得金額	課税標準	税率	税額
1606898	1606898	3.5	56200
586178	586178	1.85	10800

第1号事業(所得等課税事業)により生じた所得金額等と税額を記入します。

第3号事業(発電事業等、小売電気事業等)について生じた、所得金額等、収入金額、税額を記入します。

特別法人

所得金額	課税標準	税率	税額
56200	56200	37.0	20700
19900	19900	40.0	7900

第何号の所得か分かるように○で囲んで下さい。

法人名 株式会社 大分県税

所得金額に関する計算書(法第72条の2第1項第3号に掲げる事業)

所得金額の計算	非課税所得の区分計算
① 606867	
② 3	
③	
④	
⑤	
⑥	
⑦	
⑧	
⑨	
⑩	
⑪	
⑫	
⑬	
⑭	
⑮	
⑯	
⑰	
⑱	
⑲	
⑳	
㉑	
㉒	
㉓	
㉔	
㉕	
㉖	
㉗	
㉘	
㉙	
㉚	
㉛	
㉜	
㉝	
㉞	
㉟	
㊱	
㊲	
㊳	
㊴	
㊵	
㊶	
㊷	
㊸	
㊹	
㊺	
㊻	
㊼	
㊽	
㊾	
㊿	

第1号と第3号の①欄の計が法人税所得(法人税別表四の「合計」、繰越欠損金控除前)と一致します。

所得金額に関する計算書(法第72条の2第1項第3号に掲げる事業)

所得金額の計算	非課税所得の区分
① 797720	
②	
③	
④	
⑤	
⑥	
⑦	
⑧	
⑨	
⑩	
⑪	
⑫	
⑬	
⑭	
⑮	
⑯	
⑰	
⑱	
⑲	
⑳	
㉑	
㉒	
㉓	
㉔	
㉕	
㉖	
㉗	
㉘	
㉙	
㉚	
㉛	
㉜	
㉝	
㉞	
㉟	
㊱	
㊲	
㊳	
㊴	
㊵	
㊶	
㊷	
㊸	
㊹	
㊺	
㊻	
㊼	
㊽	
㊾	
㊿	

収入金額に関する計算書

収入金額	金額
売電収入	2,656,567
計	2,656,567

所得金額に関する計算書(法第72条の2第1項第3号に掲げる事業)

所得金額の計算	非課税所得の区分
① 797720	
②	
③	
④	
⑤	
⑥	
⑦	
⑧	
⑨	
⑩	
⑪	
⑫	
⑬	
⑭	
⑮	
⑯	
⑰	
⑱	
⑲	
⑳	
㉑	
㉒	
㉓	
㉔	
㉕	
㉖	
㉗	
㉘	
㉙	
㉚	
㉛	
㉜	
㉝	
㉞	
㉟	
㊱	
㊲	
㊳	
㊴	
㊵	
㊶	
㊷	
㊸	
㊹	
㊺	
㊻	
㊼	
㊽	
㊾	
㊿	

### 第3号事業(発電事業等、小売電気事業等)と、第1号事業(所得等課税事業)を併せて行う場合

記入例のように、各事業ごとに所得金額を分けて税額を計算します。区分経理が原則ですが、区分不明な収益や各事業共通の費用等がある場合は、売上金額の比によりあんで計算します。

区分計算に用いる様式については、大分県のHP(法人事業税のページ)に掲載しています。ご利用ください。

第六号様式別表九 (用紙日本産業規格A4・セピア色)

株式会社 大分県税

事業年度 R2・4・1 R3・3・31

控除前所得金額 797,720 円

所得金額控除限度額 797,720 円

控除率 100%

控除後所得金額 0 円

欠損金額等及び災害損失金の控除明細書(法第72条の2第1項第3号に掲げる事業)

事業年度	区	欠損金額等・災害損失金	控除額	繰越控除額
H30・4・1		211,542	211,542	0
H31・3・31		211,542	211,542	0
合計		423,084	423,084	0

前10年以内に第3号事業(発電事業等、小売電気事業等)を行っていた場合は、過年度の繰越欠損金についても、法人税の所得金額の計算の例により算定していたものとみなします。第六号様式別表九に記載して提出してください。

第1号事業と第3号事業を実施している場合は、それぞれ区分して記入します。(解散欠損金等も同様)

第3号事業の欠損金額については、区分計算して申告していた場合には、過去に算定した欠損金額を使用します。区分計算をしていなかった場合には、法人税の欠損金額を各事業年度ごとに第1号事業と第3号事業の売上金額の比であんで記入します。

第3号事業の所得からは、第3号事業で生じた繰越欠損金を控除します。(第1号事業で生じた欠損金は控除できません)

第6号様式(その2)により申告する場合は、従前ご提出いただいていた「収入金額に関する計算書(第六号様式別表六)」のほか、必ず「所得金額に関する計算書(第六号様式別表五)」の提出が必要です。(第6号様式(その2)には、欠損金額等の当期控除額等を記載する欄がありません) また、法人税別表四・P/L、B/S および雑収入雑損失の内訳書の(写)も添付してください。欠損金額がある場合は、「欠損金額等及び災害損失金の控除明細書(第六号様式別表九)」等、分割法人にあつては「課税標準の分割に関する明細書(第十号様式)」の提出も必要です。